# 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(概要)

## 第1章 はじめに

参考資料6

平成27年廃棄物処理法及び災対基本法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの 災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組の方向性についてとりまとめ。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題			
2-1 平成27年法改正事項の 活用状況と課題	2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応	2-3 巨大地震や集中豪雨等への これまでの検討状況と課題	
<ul><li>(1)廃棄物処理法及び災対基本法の改正の 概要</li><li>(2)改正法の活用状況と課題</li><li>1)平時の備えを強化するための関連規定</li><li>2)災害時における廃棄物処理施設の新設 又は活用に係る特例措置</li></ul>	(1)東日本大震災における取組と課題への対応 (2)平成28年熊本地震における取組と課題への対応 (3)平成30年7月豪雨における取組と課題への対応 (4)令和元年台風19号における取組と課題への対応 (5)令和2年7月豪雨における取組と課題への対応 (6)令和6年能登半島地震における取組と課題	(1) 南海トラフ地震 (2) 首都直下地震 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (4) 集中豪雨	

# 第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

- ・災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、**平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化する**ことを目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。
- ・その上で、平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、 東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や集中豪雨(特定非常災害レベル)発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1~3-6の6つの柱と して整理し、それぞれの項目において取り組むべき事項を列挙。
- ・これらの取組事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、巨大地震や大規模な集中 豪雨等に至らないものの平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の**非常災害全般の備えとしても切れ目なく効果を発揮**するものである。
- ・3-1~3-6の各種取組事項のうち、**制度的対応に関するもの(法定化の検討も含む)を3-7で整理**。3-1~3-6の各種取組事項は引き続き本検 討会で具体化検討を進めるとともに、3-7の制度的対応事項については廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行う。

3-1 目冶体における災害廃棄物処埋計画寺及ひ災害文援協定の允美	3-5 俄災目冶体寺の災害廃棄物処理の文援・受援体制と
3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立	横断的支援機能の早期確立
3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立	3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に
3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立	関する知見・データ等の充実
	3-7 制度的対応

#### 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

#### (1) 災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上

発災後の速やかな災害廃棄物対応のため、地方自治体(市町村・都道府県)は、平時から実効性の高い災害廃棄物処理計画等の策定・改定が必要。また、市町村の計画策定率100%(2030年度目標)達成に向け、市町村への更なる支援が必要。

- ●地方自治体の処理計画の内容充実(仮置場候補地の事前選定、協定の処理計画への位置づけ、受援体制・支援体制の具体化、事務委託の記載追加等)のための各種は計等の改定
- ●処理計画未策定市町村の早期策定、地方自治体の処理計画の実効性向上に向けたモデル事業の実施及び成果の横展開
- ●市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画に関する制度化(市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加)検討
- ●処理計画と地域防災計画などの防災関連計画等との整合
- ●地域ブロック災害廃棄物対策行動計画と各都道府県処理計画の内容の周知徹底
- ●処理計画等に基づく、職員への訓練等の実施 ●処理計画の住民への周知、理解醸成

#### (2) 災害支援協定の締結・充実及び実効性向上

災害支援協定の有効活用のため、関係者(関係団体・他自治体)との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要。地方自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定を締結することが必要。

- ●地方自治体による協定の締結・充実及び締結先との連携強化や内容の適宜見直し
- ●地方自治体における協定締結に向けた検討事項や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化
- ●協定に盛り込むべき事項を整理(仮置場の早期開設・運営、公費解体や広域処理に関する協力内容、締結先の関係者の役割等)の上、協定のひな形の具体化、各種指針等の改定
- ●協定締結促進に資するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開
- ●協定の締結推進を図る観点から、地方自治体による(災害廃棄物処理計画に基づく)災害 支援協定の締結に関する制度化検討

### 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

#### (1) 廃棄物処理施設の強靱化対策の推進

廃棄物処理施設の被災時には、施設の早期復旧及び代替処理先の確保が必要。また、ハード・ソフト両面での施設強靱化による災害時の施設稼働継続が求められる。

#### 1)平時における廃棄物処理施設の強靱化

- ●施設の整備・更新への支援●施設の早期の耐震化、水害防止対策の実施
- ●災害時の自立起動・継続運転可能な一般廃棄物処理システム・体制の構築
- ●施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

### 2) 発災時における被災処理施設の早期復旧・代替対策の推進

- ●市町村管内の既存廃棄物処理施設の各種基礎情報(処理能力等)の平時の把握·更新
- ●各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約 ●既存施設の基礎情報の整理様式のひな形等の作成
- ●施設被災状況の迅速把握と、復旧・代替措置の検討・対応に関する調査・支援体制の構築

### (2) 生活ごみ・し尿処理への対応

平時の収集運搬情報の把握と収集運搬における関係者間の情報共有の効率化が必要。

- ●平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報(回収の場所等)の把握及び更新
- ●避難所情報(場所、収容人数等)に関し、防災部局と平時から情報共有
- ●収集運搬オペレーションの円滑化に向けた情報収集・運営体制の整備及び運営・維持管理
- ●一般廃棄物処理施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

#### (3)被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応

平時からの候補地選定と発災後速やかな設置、適切な管理が重要。また、片付けごみの回収に関し、都市化、高齢化等の地域事情を踏まえた回収方法の検討が必要。

- ●平時からの住民への片付けごみ出しルール等の普及啓発と発災時の住民・ボランティアへの周知・広報等の事前準備の実施
- ●地方自治体・関係機関の連携強化により、仮置場候補地の選定を促進
- ●仮置場候補地の事前選定促進のため、各種指針等の充実やモデル事業等の実施
- ●仮置場への搬入・搬出管理手法を標準化
- ●地区集積所・戸別回収に関し、その管理・運営手法等の過去事例も含めた情報整理
- ●ごみ出し等支援(ごみ出し困難者(高齢者等)支援含む)に関するボランティアとの連携 方策の具体化・標準化

### (4) 処理困難な廃棄物等への対応

平時から自治体による処理が困難な廃棄物は、事前の処理先確保等の対応が必要。

- ●処理困難な廃棄物の仮置場等での分別に関する留意事項と取組事例の継続的周知
- ●処理困難な廃棄物の品目ごとの市町村の優良取組事例の収集・整理・横展開
- ●関係事業者・団体等との連携による、処理先の確保に関する取組の推進

### 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立

- (1) 公費解体等に係る事務の更なる円滑化
- 体やそれにより生じる解体廃棄物に係る事務の円滑化が必要。
- ●各種マニュアル等の必要に応じた改定、地方自治体・関係団体等への周知
- ●公費解体に関する手続の標準化、申請様式の統一化
- ●地方自治体における公費解体業務の要綱等の事前整備
- ●被災者等の負担軽減の観点から、公費解体申請書類・手続等の円滑化・効率化
- ●関係省庁等と連携し、家屋被害調査・罹災証明と公費解体申請手続との連携を推進

公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等、多くの人員が必要となることから、公費解

- ●関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理
- に係る事務の円滑化(関係者同意等を含む)の検討(なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者 同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である)
- (3) 復旧・復興施策との連携
- 損壊家屋等の修繕やその後の復興計画との関係など、復興までの見通しを含めて住民に情報
- を提供しつつ、復旧・復興とも連動させながら解体工事を進めていくことが必要。

- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

- (1)広域処理に必要な基礎情報の整備・共有 広域処理にあたっては、受入施設の基礎情報等を整理が必要。また、災害廃棄物処理の再
- 生利用による最終処分の負荷低減、処理費用の低減化等も重要。 ●各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、災害廃棄物処理可能量の推計、集約(再掲)
- ●各都道府県における各種輸送手段の規模情報(道路輸送:大型貨物車、海上輸送: 船舶、鉄道輸送:貨物コンテナ等)の把握
- ●コンクリートがらの再生利用に関し、各種知見の整理・内容の充実化を検討し、各種指針等へ反映
- ●上記以外の他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理し、事例集等へ反映 (2) 適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充
- 平成27年改正法により講じられた廃棄物処理施設の特例措置の活用・拡充が必要。
- 1)既存の災害時特例の活用促進 ●産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例(廃
- 棄物処理法第15条の2の5第2項)の内容・活用事例の周知、事前の活用検討・準備の促進
- ●一般廃棄物処理の委託基準(再委託)に係る災害時特例(廃棄物処理法施行令第4条
- 第3号)の内容・活用事例の周知、手引き等の策定・周知による事前の活用検討・準備の促進 2) 災害時特例の拡充検討 ●同法第15条の2の5第2項の活用が困難な事例(廃棄物処理法第15条許可対象の産

づき自治体から委託を受けた事業者等の災害廃棄物処理に対する各種災害時特例の適用検討 ●既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前

業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用)、同令第4条第3号の活用が困難な事例の 整理、特例の拡充

確保・活用に関する制度化・支援措置等の検討

- ●既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び協定の活用促進の観点から、協定に基

- (2)解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施
- 解体工事のプロセスの見える化やアスベスト対策等の適切な環境対策による、適正かつ迅速
- な解体工事の実施が必要。
- ●発災後の初動期における二次災害防止等の応急措置のための緊急的な家屋等解体の調査 や解体工事の速やかな実施のための体制・仕組み等の構築
- ●公費解体申請から丁事前調整、解体丁事までの一連の丁程全体の円滑な実施のための基
- 礎データ共有・進捗管理等に必要なシステム・ツール等の整備・構築 ●地図データの活用等により、解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施手法の確立
- ●解体工事等における環境対策(アスベスト対策等)について、関係省庁等と連携して対応
- ●関係省庁等と連携」、被災自治体における公費解体計画と復興計画との関係・連携に関する検討、整理
- ●関係省庁等と連携し、損壊家屋等の修繕対策との連携の検討
- ●関係省庁等と連携し、平時における空き家対策との連携の検討
- (3) 事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進
- 市町村の体制が不足する場合には、都道府県、国が市町村を支援したり、地域ブロックを超え る連携に関して平時からの検討が重要。
- 数(再生利用含む)、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等)の更なる具 体化の検討 ●発災時における都道府県の役割・事前準備(県関係事業者・団体との災害支援協定、管

●巨大地震における災害廃棄物処理シナリオ(仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設

- 内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画(解体計画含む)の策定、県内・ 周辺県との広域調整など)について、より具体化・明確化
- ●発災時における地域ブロック協議会の役割・事前準備(地域ブロック内の広域処理調整、地 域ブロック内の自治体からの応援職員派遣、隣接する地域ブロックとの広域調整など)につい
- て、より具体化・明確化
- ●大規模災害時における仮設処理施設の整備のための国有地・都道府県有地など市町村有 地以外も含めた候補地の選定に関するモデル事業の実施と事例の横展開 ●上記シナリオ等の成果について、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃
  - 棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等へ反映 ●地方自治体は、上記指針等を活用し、広域処理に関する関係機関等との事前調整の実施 や、災害廃棄物処理計画・災害支援協定等に内容を反映
  - ◆大規模災害時の地域ブロック間の広域調整に関する柔軟な対応・運用を検討

### 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

- (1)被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実 公費解体(申請受付~解体工事)や災害廃棄物処理(生活ごみ・し尿処理、片付けごみ
- 対応、広域処理等)の多岐にわたる業務全体の事業管理の効率化・省力化が望まれる。
- ●地方自治体における各種基礎情報(施設情報等)の整理に関するデジタル化支援
- ●デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理する共通システム・ツール等の構築検討
- ●上記にあたり、政府、自治体が管理する各種データとの連携による情報の充実化
- ●災害廃棄物処理の各フェーズにおける更なるデジタル技術等の活用検討
- ●災害廃棄物処理・公費解体に関し、必要な契約書類等のひな形等の整理、提供
- (2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実
- 各種支援者の役割の明確化や被災自治体の段階的な自立化に向けた計画的な支援が必
- 要。また、被災自治体における受援体制構築・強化が重要な課題。
- ●被災自治体の組織体制等に応じ、都道府県の役割・事前準備を具体化・明確化
- ●国の役割・事前準備の具体化・明確化
- ●被災自治体への早期支援立ち上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整のための人的・技 術的支援のパッケージ化(支援者の役割分担、支援スケジュール等)の検討
- ●関係省庁等と連携し、対口支援方式の導入や市区町村間での職員の共同活用制度等の検討
- ●被災自治体における災害廃棄物処理対応に必要な体制(災害の規模等に応じた業務遂行 必要人員、受援必要人員等)の具体化・標準化
- ●地方自治体の廃棄物担当等に対する教育・研修の充実化 ●幹部職員、実務を担う廃棄物担当等、職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修
- の標準カリキュラム等の作成、実施

- ●被災家屋からのごみ出し等について、ボランティアとの連携強化

処理への火山灰の影響等に関する技術的検討

3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

- (1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実
- 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実により、自治体の災害 廃棄物対策の充実化、実効性向上が望まれる。
- ●巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び 災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害
- 廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上 ●巨大地震における災害廃棄物処理シナリオの更なる具体化を検討(再掲)
- ●地震災害における災害廃棄物の知見(災害廃棄物の組成割合の標準化等)や豪雨災害を含
- む水害における片付けごみの知見(片付けごみの組成割合・危険物種類の標準化等)の充実 ●避難所を含む生活ごみ・し尿の発生量の推計方法の改善、回収・運搬方法の最適化検討

●火災(地震災害に伴う火災を含む)により発生する災害廃棄物の組成割合や、災害廃棄物

- (3) 現地支援者への環境整備等の支援 支援者への研修等を通じた支援力向上や、宿泊施設の確保など支援者の生活環境の整備、
- ●D.Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化(派遣時期・条件等の整理等)
- ●人材バンク)の充実(登録者拡充等)●現地作業場所・執務環境、宿泊施設等の確保
- ●支援活動の実績等の自治体・関係者への周知 ●支援に関する諸条件を標準化 ●支援者間の連携・調整・協力による災害廃棄物処理の実施を支援

支援者同士の連携を進める平時からの取組などを実施する必要。

- ●関係省庁と連携し、支援自治体の行政サービス低下防止のための施策(OB・OG活用等)の検討
- (4)被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立

- 発災初期は各種対応に追われ、各種調整業務が一度に大量に発生することによる全体的な

- マネジメントの実施困難などが課題。公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援
- を横断的に行う専門支援機能(機関)の確立が必要。
- ●特に大規模災害時において被災自治体(市町村、都道府県(市町村から事務委託を受ける 場合))が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う
- 横断的専門支援機能・体制の整備(平時の備えと発災時対応の両方を含む)
- 【想定される横断的専門機能の主な役割】
- 発災後の初動における関係機関と連携した現地被害調査チームの編成、現地への派遣・調査 • 被災自治体の発注・施工管理業務、各種書類事務等、被災自治体の補助者・代行者として対応
- 災害廃棄物処理の各フェーズ・工程に応じた技術支援、人的支援のマッチング・調整 • 平時における地方自治体各種対策、研修・訓練等に関する技術支援 等
- 【横断的専門機能に必要となる具備要件】 • 廃棄物処理・公費解体に関する様々な技術的・専門的な知見・経験
- 多様な関係者・関係機関(自治体、事業者等)との調整に関する知見・能力
- 広域的な連携に関する知見・能力 等

## (2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進

- 各種知見等を指針・マニュアル類へ反映し、これらを自治体が活用することで、自治体の策定・ 改定する災害廃棄物処理計画等の内容の充実化が望まれる。
  - ●巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び 災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害 廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上
  - ●地域ブロック協議会・都道府県での研修等を通じた、自治体における各種指針等の認知度向
- 上、災害廃棄物処理計画及び災害支援協定等の策定・改定への活用促進

●関係省庁・関係部局と連携し、(事前)復興計画を踏まえた災害廃棄物処理の在り方の検討

#### 3-7 制度的対応

- (1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化
- ●市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化(市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加)の検討
- ●災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体(都道府県・市町村)による(災害廃棄物処理計画に基づく)災害支援協定の締結に関する制度化の検討
- (2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充
- ●大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用の検討
- ●産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例(同法第15条の2の5第2項)の活用が困難な事例(廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用)の整理、特例の拡充の検討
- ●一般廃棄物処理の委託基準(再委託)に係る災害時特例(廃棄物処理法施行令第4条第3号)の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充の検討
- (3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備
- ●大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等の検討
- (4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ●被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化の検討
- (5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討
- ●関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化(関係者同意等を含む)の検討(倒壊家屋等の解体に係る関係者同意 等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要)